# 知事が保有する個人情報の保護等に関する規則

平成15年2月10日宮崎県規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年宮崎県条例第38号。以下「条例」という。)第23条の規定に基づき、知事が保有する個人情報の保護等に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイル簿)

第2条 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。) 第75条第1項に規定する帳簿は、個人情報ファイル簿(別記様式第1号)によるも のとする。

(個人情報取扱事務登録簿)

- 第3条 条例第4条第1項に規定する帳簿は、個人情報取扱事務登録簿(別記様式 第2号)によるものとする。
- 2 条例第4条第1項第9号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項と する。
  - (1) 個人情報取扱事務の登録年月日及び変更年月日
  - (2) 個人情報取扱事務の根拠法令等
  - (3) 個人情報の処理形態
  - (4) オンライン結合による提供の有無
  - (5) 個人情報取扱事務の外部委託の有無
  - (6) 他法令等による開示等の制度の有無

(保有個人情報開示請求書)

- 第4条 法第77条第1項に規定する書面は、保有個人情報開示請求書(別記様式第3 号)によるものとする。
- 2 条例第5条に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 開示請求をする者の連絡先
  - (2) 求める開示の実施の方法
  - (3) 郵送による交付の希望及び郵送方法
  - (4) 本人確認等に必要な事項
  - (5) 代理人(法第76条第2項に規定する代理人をいう。以下同じ。) が開示請求を しようとする場合にあっては、本人の状況等及び請求資格の確認に必要な事項 (保有個人情報開示請求書補正要求書等)
- 第5条 法第77条第3項の規定による保有個人情報開示請求書の補正を書面により求めるときは、保有個人情報開示(訂正・利用停止)請求書補正要求書(別記様式第4号)によってするものとする。
- 2 前項の規定により保有個人情報開示請求書の補正を求められた開示請求者が当該 補正を書面により行うときは、保有個人情報開示(訂正・利用停止)請求書補正書 (別記様式第5号)によってしなければならない。

(保有個人情報開示決定通知書等)

- 第6条 法第82条第1項の規定による通知(以下「開示決定通知」という。)は、次 の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。
  - (1) 保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書 (別記様式第6号)
  - (2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報部分開示決定通知書 (別記様式第7号)
- 2 法第82条第2項の規定による通知は、保有個人情報不開示決定通知書(別記様式 第8号)により行うものとする。

(保有個人情報開示決定期間延長通知書)

第7条 条例第6条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示(訂正・利用停止) 決定期間延長通知書(別記様式第9号)により行うものとする。

(保有個人情報開示決定期間特例延長通知書)

第8条 条例第7条の規定による通知は、保有個人情報開示決定期間特例延長通知書 (別記様式第10号)により行うものとする。

(保有個人情報開示請求事案移送通知書)

第9条 法第85条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示(訂正)請求事案移 送通知書(別記様式第11号)により行うものとする。

(保有個人情報の開示に関する照会書等)

- 第10条 法第86条第1項の規定による通知を書面により行うとき、及び同条第2項の 規定による通知を行うときは、保有個人情報の開示に関する照会書(別記様式第12 号)によるものとする。
- 2 法第86条第1項及び第2項の意見書は、保有個人情報の開示に関する意見書(別 記様式第13号)によらなければならない。
- 3 法第86条第3項の規定による通知は、保有個人情報の開示に関する通知書(別記様式第14号)により行うものとする。

(開示の実施)

第11条 法第87条第1項の規定による保有個人情報の写しの交付(同項の行政機関等が定める方法を含む。)の部数は、開示決定通知に係る保有個人情報1件につき1 部とする。

(電磁的記録の開示の実施の方法)

第12条 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、電磁的記録を知事が保有する プログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう に組み合わされたものをいう。)を使用して用紙に出力したものの閲覧若しくは交 付、専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又は光ディスク等に複 写したものの交付とする。ただし、これらの方法により難いときは、知事が適当と 認める方法により行うものとする。

(開示の実施方法等の申出)

第13条 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出 書(別記様式第15号)によるものとする。

(保有個人情報の写しの交付に要する費用の額等)

第13条の2 条例第9条第2項の保有個人情報の写しの交付に要する費用は、当該写

しの作成及び送付に要する費用とする。

- 2 前項の保有個人情報の写しの作成に要する費用は、別表に定める額とし、同項の 保有個人情報の写しの送付に要する費用は、郵便等の実費とする。
- 3 第1項の保有個人情報の写しの交付に要する費用は、前納しなければならない。
- 4 個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「政令」という。)第28条第4項の送付に要する費用を納付する方法は、郵便切手によるものとする。

(保有個人情報訂正請求書)

第14条 法第91条第1項に規定する書面は、保有個人情報訂正請求書(別記様式第16号)によるものとする。

(保有個人情報訂正請求書補正要求書等)

- 第15条 法第91条第3項の規定による保有個人情報訂正請求書の補正を書面により求めるときは、保有個人情報開示(訂正・利用停止)請求書補正要求書(別記様式第4号)によってするものとする。
- 2 前項の規定により保有個人情報訂正請求書の補正を求められた訂正請求者が当該 補正を書面により行うときは、保有個人情報開示(訂正・利用停止)請求書補正書 (別記様式第5号)によってしなければならない。

(保有個人情報訂正決定通知書等)

- 第16条 法第93条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、 当該各号に定める通知書により行うものとする。
  - (1) 保有個人情報の全部の訂正をする旨の決定 保有個人情報訂正決定通知書(別記様式第17号)
  - (2) 保有個人情報の一部の訂正をする旨の決定 保有個人情報部分訂正決定通知書 (別記様式第18号)
- 2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報不訂正決定通知書(別記様式 第19号)により行うものとする。

(保有個人情報訂正決定期間延長通知書)

第17条 法第94条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示(訂正・利用停止) 決定期間延長通知書(別記様式第9号)により行うものとする。

(保有個人情報訂正決定期間特例延長通知書)

第18条 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正(利用停止)決定期間特例 延長通知書(別記様式第20号)により行うものとする。

(保有個人情報訂正請求事案移送通知書)

第19条 法第96条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示(訂正)請求事案移送通知書(別記様式第11号)により行うものとする。

(保有個人情報利用停止請求書)

第20条 法第99条第1項に規定する書面は、保有個人情報利用停止請求書(別記様式 第21号)によるものとする。

(保有個人情報利用停止請求書補正要求書等)

第21条 法第99条第3項の規定による保有個人情報利用停止請求書の補正を書面により求めるときは、保有個人情報開示(訂正・利用停止)請求書補正要求書(別記様式第4号)によってするものとする。

2 前項の規定により保有個人情報利用停止請求書の補正を求められた利用停止請求 者が当該補正を書面により行うときは、保有個人情報開示(訂正・利用停止)請求 書補正書(別記様式第5号)によってしなければならない。

(保有個人情報利用停止決定通知書等)

- 第22条 法第 101条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、 当該各号に定める通知書により行うものとする。
  - (1) 保有個人情報の全部の利用停止をする旨の決定 保有個人情報利用停止決定通知書(別記様式第22号)
  - (2) 保有個人情報の一部の利用停止をする旨の決定 保有個人情報部分利用停止決 定通知書(別記様式第23号)
- 2 法第 101条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報利用不停止決定通知書(別 記様式第24号)により行うものとする。

(保有個人情報利用停止決定期間延長通知書)

第23条 法第 102条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報開示(訂正・利用停止) 決定期間延長通知書(別記様式第 9 号)により行うものとする。

(保有個人情報利用停止決定期間特例延長通知書)

第24条 法第 103条の規定による通知は、保有個人情報訂正(利用停止)決定期間特例延長通知書(別記様式第20号)により行うものとする。

(諮問書等)

- 第25条 法第 105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問は、諮問書 (別記様式第25号)により行うものとする。
- 2 法第 105条第 3 項において準用する同条第 2 項の規定による通知は、諮問通知書 (別記様式第26号) により行うものとする。

(審査請求に係る保有個人情報の開示に関する通知書)

第26条 法第 107条第1項において準用する法第86条第3項の規定による通知は、審査請求に係る保有個人情報の開示に関する通知書(別記様式第27号)により行うものとする。

(運用状況の公表)

第27条 条例第22条の規定による運用状況の公表は、宮崎県公報に登載して行うものとする。

附則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

附則

- この規則は、平成18年4月1日から施行する。 附 則
- この規則は、平成25年1月1日から施行する。 附 則
- この規則は、平成26年4月1日から施行する。 附 則
- この規則は、平成28年1月1日から施行する。 附 則
- この規則は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この規則は、平成30年4月1日から施行する。 附 則
- この規則は、平成31年7月1日から施行する。 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に次に掲げる請求がされた場合における宮崎県個人情報保護条例(平成14年宮崎県条例第41号。以下「旧条例」という。)に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに宮崎県情報公開条例(平成11年宮崎県条例第36号。以下「情報公開条例」という。)に規定する公文書の開示については、なお従前の例による。
  - (1) 旧条例第15条の開示請求
  - (2) 旧条例第29条の訂正請求
  - (3) 旧条例第37条の利用停止請求
  - (4) 情報公開条例第5条の開示請求
- 3 この規則の施行の際現に存する第1条の規定による改正前の知事が保有する個人情報の保護等に関する規則及び第2条の規定による改正前の知事が保有する公文書の開示等に関する規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

## 別表(第13条の2関係)

保有個人情報の種別	交付する写し	金額
1 文書、図画又は写真	ア 複写機により複写したもの (単色刷 りで、日本産業規格A列3番以下の大き さの用紙によるものに限る。)	1枚につき 10円
	イ 複写機により複写したもの (多色刷りで、日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。)	1 枚につき 3 0 円
	ウ マイクロフィルム (印刷物として出力 したものに限る。)	1枚につき 30円
	エ アからウまでに掲げる方法以外の方法 により複写したもの	当該複写の作成 に要する費用
2 電磁的記録	ア 印刷物として出力したもの(単色刷りで、日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。)	1 枚につき 1 0 円
	イ 印刷物として出力したもの(多色刷りで、日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。)	1 枚につき 3 0 円
	ウ 光ディスク (CD-R 700メガバイト) に複写したもの	1枚につき 80円
	エ 光ディスク (DVD-R 47ギガバイト) に複写したもの	1枚につき 100円
	オ アからエまでに掲げる方法以外の方法 により複写したもの	当該複写の作成 に要する費用

備考 用紙の両面を使用して複写又は出力する場合は、片面を1枚として額を算定する。

# 様式第1号(第2条関係)

# 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称			
行政機関等の名称			
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称			
個人情報ファイルの利用目的			
個人情報ファイルの記録項目			
記録範囲			
記録情報の収集方法			
記録情報に含まれる要配慮個 人情報の有無	□無	□有(	)
記録情報の経常的提供先の有無	□無	□有(	)
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名称)		
右 你 及 い 別	(所在地)		
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	□無	□有(	)

個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	□法第60条第 2 項第 2 号				
	政令第21条第7項に該当 するファイル □無 □有	(マニュアル処理フ ァイル)				
行政機関等匿名加工情報の提 案募集をする個人情報ファイ ル	□該当する □該当しな	V.				
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所	(名称)					
在地	(所在地)					
行政機関等匿名加工情報の概 要						
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける	(名称)					
組織の名称及び所在地	(所在地)					
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間						
備考						

# 個 人 情 報 取 扱 事 務 登 録 簿

事務番号	登録年月日		3	变更年月日		
区 全庁共通事務	登録所管	京課	•			
□ 出先機関共通事務 □ 固有事務	個人情報保	有課				
個人情報取扱事務の名称		·				
個人情報取扱事務の目的						
個人情報取扱事務の根拠法令等						
個人情報の対象者の範囲						
要配慮個人情報の有無	□無  □	有				
基本的事項家庭・総	圣済 社会	生活		要配慮個人	情報	
個人情報の記録項目 □個人情報の記録項目 □個人情報の記録項目 □位氏別□位任別□位任所 □位氏話番号 □位電話番・国本の他 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	<ul><li></li></ul>	<ul><li>学歴</li><li>評価</li><li>呼性格</li></ul>	□人種 □信条 □社会的身分う □和罪にの経 □犯罪に経り □心身診断事に □世 □上 □上 □上 □上 □上 □上 □上 □上 □上 □上 □上 □上 □上	を被った事 障がい 結果 指導・診療  する手続	・調剤	
〈収集先〉	□本人 □ □実施機関内	本人以外部での利				
個人情報の収集方法 本人以外 の区分	□他の実施機 □その他 (	関口他	也の官公署 □民	出間・私人	□刊行物等	)
〈収集方法	会 □文書 □ □ で □ で ○ □ ○ □	□口頭 (				)
個人情報の経常的な □無 □常	「□目的内	□目的	]外] 【根拠:	法第69条第	2項(	)該当】
	□他の実施機 □その他 (	関	□他の官公署	□民間	・私人	)
	1機処理を含む	7	トンライン結合	<i>ì.</i> →   □   ##:	□有	
	「機処理を含ま 美処理のみ)		こる提供の有		山伯	
外部委託の有無□無	□有(委	託内容:				)
他法令等による開示 等の制度の有無	□有  (法	令等の名	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			)

#### 保有個人情報開示請求書

年 月 日

宮崎県知事

殿

氏 名 住所又は居所 (代理人が法人の場合にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名) 連 絡 先

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 請求する保有個人情報の内容	(開示を請求)	する保有個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。)
	文書、図画及び写真	1 閲覧 2 写しの交付
2 求める開示の実施の方法等	電磁的記録	<ul><li>1 印刷物として出力したもの等の閲覧</li><li>2 専用機器により再生したものの閲覧、視聴又は聴取</li><li>3 印刷物として出力したもの等の交付</li><li>4 光ディスク等に複写したものの交付</li></ul>
3 郵送による交付の希望	郵送による交付の希望	1 有 2 無
及び郵送方法	郵送方法	1 普通郵便 2 簡易書留 3 本人限定受取(特例型)
	開示請求者	1 本人 2 法定代理人 3 任意代理人
4 開示請求者の本 人確認等に必要な 事項	開示請求者 の本人確認 書類	1 運転免許証 2 健康保険被保険者証 3 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) 4 その他( ) ※ 郵送による開示請求の場合は、加えて住民票の写し等を添付 してください。

(代理人記入欄) 法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ、この欄も記入してください。

	本人の状況	1 2	未成年者( 成年被後見人		年 月 日生) 3 任意代理人委任者	
5 本人の状況等	本人の氏名					
	本人の住所又は居所		連絡先			
6 請求資格確認	法定代理人が 請求する場合	1 3	戸籍謄本 その他(	2	登記事項証明書	)
書類	任意代理人が 請求する場合	$\frac{1}{2}$	委任状 その他(			)

《下の欄は、記入する必要はありません。》

担	当	部	局	電話( ) 一 内線	
備			考	※ 郵送による開示請求の場合 本人又は代理人の開示請求の意思を確認した日時及び方法 日時( ) 方法( )	

保有個人情報開示(訂正·利用停止)請求書補正要求書

文書記号及び文書番号 年 月 日

様

宮崎県知事

「印

年 月 日付けで提出のあった保有個人情報開示(訂正・利用停止)請求書については、不備があると認められますので、個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)第77条第3項(第91条第3項、第99条第3項)の規定により、次のとおり補正を求めます。

1 補正を求め る事項					
2 補正の期限		年	月	日	
3 補正の方法					
4 補正の参考 となる情報( 開示請求書の 場合)					
5 担当部局	電話(	)	_		内線
6 備 考					

(注) この補正に要した日数は、宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例第6条 第1項(法第94条第1項、第 102条第1項)に規定する開示(訂正・利用停止) 決定等の期間に算入されません。

П	特定個	γ,	唐報

保有個人情報開示 (訂正·利用停止) 請求書補正書

年 月 日

宮崎県知事

殿

氏 名

住所スは居所

(代理人が法人の場合にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名) 連 絡 先

年 月 日付け - で要求のあった保有個人情報開示(訂正・利用停止)請求書の補正については、次のとおりです。

補正の内容	

(注) 必要に応じて、他の用紙を使用してください。

#### 保有個人情報開示決定通知書

文書記号及び文書番号 年 月 日

様

#### 宫崎県知事

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおり全部を開示することと決定したので通知します。

1 開示請求に係る 保有個人情報の内 容			
	開示の実施の 方法等		
2 開示の実施の方 法等	事務所における 高開示をとが すること まる期間 でび	期間	年 月 日から 年 月 日まで (閉庁日及び閉庁時間を除く。)
	場所	場所	
	写しの送付を 希望する場合	準備に 要する 日数	
	の費用等	送付に 要する 費用等	
3 開示請求に係る 保有個人情報の利 用目的			
4 担 当 部 局	每日	直話 (	)  一   内線
5 備 考			

#### (教示)

- (注) 1 閲覧若しくは写しの交付により開示の実施を受ける場合又は開示の実施の方法等の変更が必要な場合は、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申出を行ってください。
  - 2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書及び本人であることを示す書類(運転免許証、旅券、個人番号カード等)を係員に提示してください。
  - 3 代理人が保有個人情報の開示を受ける際には、(注) 2 の書類に加え、代理人 の資格を証明する書類を係員に提示してください。
  - 4 郵送により写しの交付を受ける場合は、(注) 2及び3の手続は不要です。

#### 保 有 個 人情 報 部 分 開示決定通知書

文書記号及び文書番号 月 日

様

#### 宫崎県知事

印

日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の 保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおり一部を開示することと決定した ので通知します。

1 開示請求に係る 保有個人情報の内容					
	開示の実施の 方法等				
2 開示の実施の方 法等	事務所におけ る開示を実施 することがで きる期間及び	期間	年	月 月 <b>と</b> び閉庁町	日から 日まで 寺間を除く。)
	場所	場所			
	写しの送付を 希望する場合	準備に 要する 日数			
	の費用等	送付に 要する 費用等			
3 開示請求に係る保 有個人情報の利用目的					
4 不開示とした部 分とその理由					
5 担 当 部 局	信用	<b></b> 言話(	)	_	内線
6 備 考					

- (注) 1 等の変更が必要な場合は、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申出を行ってください。保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書及び本人であることを示す書類(運転免許証、旅券、個人番号カード等)を係員に提示してください。

  - 代理人が保有個人情報の開示を受ける際には、(注) 2の書類に加え、代理人の資 格を証明する書類を係員に提示してください。 4 郵送により写しの交付を受ける場合は、(注) 2及び3の手続は不要です。

保有個人情報不開示決定通知書

文書記号及び文書番号 年 月 日

様

宮崎県知事

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことと決定したので通知します。

1 開示請求に係る 保有個人情報の内 容				
2 開示をしない理 由				
3 担 当 部 局	電話	( )	_	内線
4 備 考				

#### (数示)

保有個人情報開示(訂正・利用停止)決定期間延長通知書

文書記号及び文書番号 年 月 日

様

宮崎県知事

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示(訂正・利用停止)については、宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例(以下「条例」という。)第6条第2項(個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)第94条第2項、第102条第2項)の規定により、次のとおり決定の期間を延長したので通知します。

1 開示(訂正・利 用停止)請求に係 る保有個人情報の 内容						
2 条例第6条第1 項(法第94条第1 項、第 102条第1	年	月	日から			
項)の規定による 決定期間	年	月	日まで			
3 延長後の決定期 間	年 年					
4 延長の理由						
5 担 当 部 局	電話(	,	)	_	内	線
6 備 考						

# 保有個人情報開示決定期間特例延長通知書

文書記号及び文書番号年 月 日

様

宮崎県知事

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例(以下「条例」という。)第7条の規定により、次のとおり決定の期間を延長したので通知します。

1 開示請求に係る 保有個人情報の内 容				
2 条例第6条第1 項の規定による決 定期間	年 年			
3 保有個人情報の うち相当の部分に つき決定をする期 間	年年		F 74 9	
4 保有個人情報の 残りの部分につき 決定をする期限	年	月	Ħ	
5 条例第7条の規 定を適用する理由				
6 担 当 部 局	電話	(	) –	内線
7 備 考				

# 保有個人情報開示(訂正)請求事案移送通知書

文書記号及び文書番号 年 月 日

様

宮崎県知事

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示(訂正)については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項(第96条第1項)の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

1 開示(訂正)請 求に係る保有個人 情報の内容					
2 移送を受けた実 施機関及び担当部 局	電話	(	)	<del>-</del> -	内線
3 移送をした日		年	月	日	
4 移送をした理由					
5 移送前の担当部 局	電話	(	)	_	内線
6 備 考					

(注) この開示(訂正)請求に係る開示(訂正)決定等については、移送を受けた実施機関において行われます。

保有個人情報の開示に関する照会書

文書記号及び文書番号年 月 日

様

宮崎県知事

印

個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)第76条第1項の規定により、次のとおり(あなた・貴)に関する情報が記録されている保有個人情報について開示請求がありました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することに関しての御意見があれば、

年 月 日までに、別添「保有個人情報の開示に関する意見書」により意見書を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、御意見がないものとして取り扱います。

1 開示請求に係る 保有個人情報の内 容	
2 開示請求があっ た日	年 月 日
3 法第86条第2項 各号の規定に該当 する場合の適用区 分及びその理由	適用区分 1 第1号 2 第2号 (適用理由)
4 開示請求に係る 保有個人情報に記 録された(あなた ・貴 )に関 する情報の内容	
5 担 当 部 局	電話 ( ) 一 内線
6 備 考	

保有個人情報の開示に関する意見書

殿

年 月 日

宮崎県知事

氏 名

住 所

(法人の場合にあっては、名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名) 連 絡 先

年 月 日付け - で照会のあった件については、次のとおりです。

1 保有個人情報を 開示されることに ついて反対する意 思の有無	有・無
<ul><li>2 開示されること に反対する部分及 びその理由</li></ul>	(開示されることに反対する部分) (理由)
3 保有個人情報の開示に関する意見	

(注) 必要に応じて、他の用紙を使用してください。

保有個人情報の開示に関する通知書

文書記号及び文書番号 年 月 日

様

宮崎県知事

年 月 日付けで照会した保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により次のとおり決定しましたので、同法第86条第3項の規定により通知します。

1 開示請求に係る 保有個人情報の内 容					
2 開示決定をした日	年	月	日		
3 決定の内容					
4 開示する部分に 記録された(あな た・貴 )に関 する情報の内容					
5 決定の理由					
6 開示を実施する 予定日	年	月	日		
7 担 当 部 局	電話	(	)	_	内線
8 備 考					

#### (教示)

# 様式第15号(第13条関係)

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

氏 名

住 所 (代理人が法人の場合にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名) 連 絡 先

個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定により、次のとおり申し出ます。

1 保有個人情報 開示決定(部分 開示決定)通知 書の文書番号					
	文書、図画 及び写真	1 閲覧 2 写しの交付			
2 求める開示の 実施の方法	及い子具	1 開示決定(部分開示決定)のあった保有個人情報全て			
<b>一</b>		2 開示決定(部分開示決定)のあった保有個人情報のうち一部			
		( ) ※保有個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。			
	電磁的記録	1 印刷物として出力したもの等の閲覧 2 専用機器により再生したものの閲覧、視聴又は 聴取			
		・       おり			
		   1 開示決定(部分開示決定)のあった保有個人情   報全て			
		2 開示決定(部分開示決定)のあった保有個人情報のうち一部			
		( ) ※保有個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。			
3 開示の実施を 希望する日	年	月 日 午前・午後			
4 郵送による交付の希望の有無	郵送による交	付の希望 1 有 2 無			
及び郵送方法	郵送方法	1 普通郵便 2 簡易書留 3 本人限定受取(特例型)			

## 保有個人情報訂正請求書

年 月 日

宫崎県知事

殿

氏 名 住所又は居所 (代理人が法人の場合にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名) 連 絡 先

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

1 訂正請求に係る 保有個人情報の開 示を受けた日	年	月	日				
2 訂正請求に係る 保有個人情報の内	開示決定(音 通知書の文字						
容	開示を受ける の名称等	た保有	個人情報	콧			
3 訂正請求の趣旨 及び理由							
	訂正請求者	1	本人	2	法定代理人	3	任意代理人
4 訂正請求者の本 人確認等に必要な 事項	訂正請求者 の本人確認 書類	1 3 4 **	その他	カート ( る訂〕	ド又は住民基本台帳	長カート	保険者証 (住所記載のあるもの) ) (住民票の写し等を添付

(代理人記入欄) 法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ、この欄も記入してください。

	1					
	本人の状況	1 2	未成年者( 成年被後見人		年 月 日生) 3 任意代理人委任者	
5 本人の状況等	本人の氏名					
	本人の住所又は居所		連絡先			
6 請求資格確認	法定代理人が 請求する場合	1 3	戸籍謄本 その他(	2	登記事項証明書	)
書類	任意代理人が 請求する場合	1 2	委任状 その他 (			)

《下の欄は、記入する必要はありません。》

担	当	部	局	電話( ) 一	内線
備			考	<ul><li>郵送による訂正請求の場合</li><li>本人又は代理人の訂正請求の意思を確認した 日時( ) 方法(</li></ul>	- - 日時及び方法 )

#### 保有個人情報訂正決定通知書

文書記号及び文書番号 年 月 日

様

宮崎県知事

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり訂正をすることと決定したので通知します。

1 訂正請求に係る 保有個人情報の内 容					
2 訂正の内容及び 理由					
3 訂正年月日		年	月	日	
4 担 当 部 局	電	言話(	)	_	内線
5 備 考					

#### (教示)

保有個人情報部分訂正決定通知書

文書記号及び文書番号 年 月 日

印

様

宮崎県知事

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり一部の訂正をすることと決定したので通知します。

1 訂正請求に係る 保有個人情報の内 容					
2 訂正の内容及び 理由					
3 訂正年月日		年	月	日	
4 訂正をしない部 分及びその理由	(訂正をしない部分) (理由)				
5 担 当 部 局	電話(		)	_	内線
6 備 考					

#### (数示)

保有個人情報不訂正決定通知書

文書記号及び文書番号 年 月 日

様

宮崎県知事

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により、次のとおり訂正をしないことと決定したので通知します。

1 訂正請求に係る 保有個人情報の内 容				
2 訂正をしない理 由				
3 担 当 部 局	電話	( )	-	内線
4 備 考				

### (教示)

保有個人情報訂正 (利用停止) 決定期間特例延長通知書

文書記号及び文書番号年 月 日

様

宮崎県知事

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正(利用停止)については、個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)第95条(第 103条)の規定により、次のとおり決定の期間を延長したので通知します。

1 訂正(利用停止) 請求に係る保有個人 情報の内容				
2 法第94条第1項 (第102条第1項) の規定による決定期 間			日から 日まで	
3 延長後の決定期 限	年	月	日	
4 法第95条(第103 条)の規定を適用す る理由				
5 担 当 部 局	電話(	)	_	内線
6 備 考				

### 保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

宫崎県知事

殿

氏 名 住所又は居所 (代理人が法人の場合にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名) 連 絡 先

個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

1 利用停止請求に 係る保有個人情報 の開示を受けた日	年	月	日				
2 利用停止請求に 係る保有個人情報	開示決定( 通知書の文章						
の内容	開示を受ける の名称等	た保有	個人情報				
3 利用停止請求の 趣旨及び理由							
	利用停止請 求者	1	本人	2	法定代理人	3	任意代理人
4 利用停止請求者 の本人確認等に必 要な事項	利用停止請 求者の本人 確認書類	1 3 4 **	その他	カート ( る利月	<ul><li>・又は住民基本台帳</li><li>用停止請求の場合</li></ul>	カート	呆険者証 ヾ(住所記載のあるもの) ) ロえて住民票の写し等を

(代理人記入欄) 法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ、この欄も記入してください。

	本人の状況	1 2	未成年者( 成年被後見人	-	年 月 日生) 3 任意代理人委任者	
5 本人の状況等	本人の氏名					
	本人の住所又は居所		連絡先			
6 請求資格確認	法定代理人が 請求する場合	1 3	戸籍謄本 その他(	2	登記事項証明書	)
書類	任意代理人が 請求する場合	1 2	委任状 その他(			)

《下の欄は、記入する必要はありません。》

担	当	部	局	電話 ( ) 一 内線	
備			考	<ul><li>※ 郵送による利用停止請求の場合</li><li>本人又は代理人の利用停止請求の意思を確認した日時及び方法 日時( ) 方法( )</li></ul>	

保有個人情報利用停止決定通知書

文書記号及び文書番号 年 月 日

様

宮崎県知事

「印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第 101条第 1 項の規定により、次のとおり利用停止をすることと決定したので通知します。

1 利用停止請求に 係る保有個人情報 の内容					
2 利用停止の内容 及び理由					
3 利用停止年月日		年	月	Ħ	
4 担 当 部 局	電話(		)	_	内線
5 備 考					

#### (教示)

保有個人情報部分利用停止決定通知書

文書記号及び文書番号 年 月 日

様

宮崎県知事

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第 101条第1項の規定により、次のとおり一部の利用停止をすることと決定したので通知します。

1 利用停止請求に 係る保有個人情報 の内容	
2 利用停止の内容 及び理由	
3 利用停止年月日	年 月 日
4 利用停止をしな い部分及びその理 由	(利用停止をしない部分) (理由)
5 担 当 部 局	電話( ) 一 内線
6 備 考	

#### (数示)

保有個人情報利用不停止決定通知書

文書記号及び文書番号 年 月 日

様

宮崎県知事

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第 101条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止をしないことと決定したので通知します。

1 利用停止請求に 係る保有個人情報 の内容					
2 利用停止をしな い理由					
3 担 当 部 局	電	話(	)	_	内線
4 備 考					

### (教示)

諮 問 書

文書記号及び文書番号年 月 日

宮崎県個人情報保護審議会 会長 様

宮崎県知事

印

個人情報の保護に関する法律第 条第 項の決定について、次のとおり審査請求があったので、同法第 105条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定により諮問します。

1 審査請求に係る 保有個人情報の内 容				
2 決定の内容				
3 審査請求があった日	£	F 月	日	
4 審査請求の趣旨				
5 担 当 部 局	電話(	)	_	内線
6 備 考				

# 諮 問 通 知 書

文書記号及び文書番号年 月 日

様

宮崎県知事

印

個人情報の保護に関する法律第 条第 項の決定に係る審査請求について、同法第 10 5条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定により次のとおり宮崎県個人情報保護審議会に諮問しましたので、同法第 105条第 3 項において準用する同条第 2 項の規定により通知します。

1 審査請求に係る 保有個人情報の内 容				
2 審査請求があっ た日	年	月	日	
3 審査請求の趣旨				
4 諮問をした日	年	月	日	
5 担 当 部 局	電話(	)	_	内線
6 備 考				

#### 審査請求に係る保有個人情報の開示に関する通知書

文書記号及び文書番号 年 月 日

様

宮崎県知事

印

個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)第82条第 項の決定に係る審査 請求については、次のとおりとすることとしましたので、法第 107条第1項において準 用する法第86条第3項の規定により通知します。

1 審査請求に係る 保有個人情報の内 容					
2 開示決定をした日		年	月	日	
3 審査請求に対す る決定の内容					
4 開示する部分に 記録された(あな た・貴 )に関 する情報の内容					
5 決定の理由					
6 開示を実施する 予定日		年	月	日	
7 担 当 部 局	電話(	,	)	_	内線
8 備 考					

#### (教示)